

令和4年度長崎県緊急雇用維持助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内中小企業における失業の予防と雇用の安定を図るため、予算の定めるところにより、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇用保険法規則」という。）第102条の2に規定する雇用調整助成金及び職発0310第2号に規定する緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）、雇用保険法規則附則15条の4の5に規定する産業雇用安定助成金の支給決定を受けた中小企業者に対し、長崎県緊急雇用維持助成金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及びこの要綱に定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 助成金の交付の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給決定を長崎労働局長から受けた県内に事業所を有する中小企業者とする。ただし、産業雇用安定助成金の支給決定を受けた中小企業者のうち、県外の事業所の労働者を受け入れる場合及び雇用調整助成金等の支給率が10分の10の場合は除く。

(対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、別表1に掲げる休業手当等とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内において、当該各号に定める額とする。

- (1) 雇用調整助成金等の支給率（以下「支給率」という。）が3分の2である者
国の支給決定金額の20分の7の額
- (2) 支給率が5分の4である者 国の支給決定金額の8分の1の額
- (3) 支給率が10分の9である者 国の支給決定金額の18分の1の額

2 当該年度中における1事業者当たりの助成金の総額は、100万円を限度とする。

(助成金の支給申請)

第5条 規則第4条の規定による申請は、長崎県緊急雇用維持助成金交付申請書(様式第1号)及び長崎県緊急雇用維持助成金算定書(様式第1号別表1または別表2)によるものとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 雇用調整助成金等または産業雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等または産業雇用安定助成金に係る別表2に掲げる書類
- (3) その他知事が必要と認めるものの写し

2 前項の規定による申請書の提出期限は、雇用調整助成金等については、支給決定日から3か月以内又は令和4年8月31日のいずれか早い期日、産業雇用安定助成金については、支給決定日から3ヶ月以内又は令和5年3月3日のいずれか早い期日とする。

ただし、令和4年4月30日以前に雇用調整助成金等、産業雇用安定助成金の支給決定があったものは、令和4年7月29日を提出期限とする。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、令和4年度長崎県緊急雇用維持助成金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に助成金の額を通知するとともに、助成金を支給する。

(助成の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならないこととする。

(申請の取り下げができる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、助成金の交付の決定の通知を受けとった日から15日を経過した日までとする(別記様式第3号)。

(助成金の交付手続きの特例)

第7条 規則第21条の規定により、規則第7条及び第14条の規定による交付決定の通知及び額の確定の通知の手続きを併合し、規則第13条及び第16条の規定による

実績報告及び交付請求を省略して助成金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から適用する。

この要綱は、令和4年6月13日から適用する。

別表1（第3条関係）

区分	対象経費
雇用調整助成金	対象事業者が実施した休業等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例（緊急対応期間特例）の対象で、長崎労働局から令和4年2月1日以降に支給決定を受け、判定基礎期間の初日が令和4年3月31日までの期間にある休業手当
緊急雇用安定助成金	（ただし、教育訓練に係る加算は除く）
産業雇用安定助成金	対象事業所が実施した在籍型出向のうち、長崎労働局から令和4年2月1日以降に支給決定を受けた産業雇用安定助成金の対象となる出向運営経費

別表2（第5条第2項関係）

区分	必要書類
雇用調整助成金	次のいずれかの書類の写し ・雇用調整助成金支給申請書 ・雇用調整助成金助成額算定書
緊急雇用安定助成金	次のいずれかの書類の写し ・緊急雇用安定助成金支給申請書 ・緊急雇用安定助成金助成額算定書
産業雇用安定助成金	次の書類の写し ・産業雇用安定助成金支給申請書 ・支給対象者別支給額算定調書

様式第 1 号

年 月 日

長崎県知事 様

郵便番号
住 所
会 社 名
代表者職
代表者名

令和 4 年度長崎県緊急雇用維持助成金交付申請書

令和 4 年度長崎県緊急雇用維持助成金について、下記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 1 6 号）第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 支給申請額： 円

※様式第 1 号別表 1 算定書の（6）県助成額の金額を記載してください

2. 口座振込先

金融機関名			
本支店名		店番号	
口座の種類	普通・当座・その他	口座番号	
口座名義カナ			

発行責任者及び担当者

発行責任者： (連絡先：)

発行担当者： (連絡先：)

【注意事項】

1. 本様式は、長崎労働局からの雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という。）の支給決定ごとに記入してください。
2. 1回目の申請の場合は、口座振込先の金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義カナが記載されている通帳等の写を提出してください。
3. 次の（１）～（３）のうち該当する書類をこの申請書と一緒に提出してください。
 - （１）雇用調整助成金等の支給決定通知書（写）
 - （２）対象となる助成金に応じた次の書類（写）

区分	必要書類
雇用調整助成金	次のいずれかの書類 ・雇用調整助成金支給申請書 ・雇用調整助成金助成額算定書
緊急雇用安定助成金	次のいずれかの書類 ・緊急雇用安定助成金支給申請書 ・緊急雇用安定助成金助成額算定書
産業雇用安定助成金	次の書類（２点とも必要です） ・産業雇用安定助成金支給申請書 ・支給対象者別支給額算定調書

- （３）預金通帳（写） ※ 1回目のみ